

「森岡孝二先生は、何を語っていたのか」

高田好章 基礎経済科学研究所所員

この度の報告では、森岡孝二先生が、経済学を論じた者としての50年余りの足跡を、専門書として上梓した6冊の著書から拾い出し、理論家として経済学の学界における活躍と成果を探索する。それは、社会運動家としての活動から何を経済学の学界の問いかけてきたのか、また森岡理論を構築するのにどのような変遷と影響を与えたのかを探ることもである。具体的には、「独占資本主義論の森岡孝二」から「株主オンブズマンの森岡孝二」「過労死防止運動の森岡孝二」へ変遷する行程に、独占論から労働時間論へ、独占資本主義の段階論から資本主義の一般理論へ、なぜ主題を変えていったのか、社会運動家の活動から、何を経済理論家として結実させていったのか、ということです。それは、社会運動と経済学に対する森岡孝二先生の位置付の試みでもあります。蛇足ながら、報告者は、森岡先生とは最初の著書を出された年に教えをうける機会が与えられ、それから40年近くの長きに渡り、森岡先生から直接いろいろな言葉を聴くことができ、それを振り返る報告でもあります。

◇著書一覧:※経済学の理論書のみ

『独占資本主義の解明—予備的研究』新評論、1979年11月、増補新版、1987年7月

『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年10月

『企業中心社会の時間構造—生活摩擦の経済学』青木書店、1995年1月

『日本経済の選択—企業のあり方を問う』桜井書店、2000年9月

『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年4月

『雇用身分社会の出現と労働時間—過労死を生む現代日本の病巣』桜井書店、2019年2月

◇『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年10月

第3部 ケインズ主義と完全雇用政策 第12章 完全雇用政策の財政機構

初出:修士論文「フィスカル・ポリシーと完全雇用—1946年雇用法の成立過程」1969年3月

「マルクスの時代でさえ、資本による労働力の搾取条件を、すでに個々の資本家と労働者の契約にまかせることができなくなっていたとすれば、・・・「雇用の管理」は、社会的総資本の支配的利益の体現者としての国家の側からの統一的基準と戦略的展望なしには不可能となっているといえよう」p.316

「完全雇用政策は、「完全雇用」をスローガンとし、「失業問題の解決」をみせかけとしながら、その内実において、国家が労働者の雇用と解雇にともなう共通経費を引き受け、・・・独占資本家たちに、剰余価値の生産と実現のより好都合な条件を保証し、生産設備の高い稼働率と高い利潤率とを同時に提供しようとするものである」p.317

◇『独占資本主義の解明—予備的研究』新評論、1979年11月、増補新版、1987年7月、から

「ここにわれわれが見るのは、現代の高度に発達した資本主義諸国に一般的な経済構造である。そうした経済構造はひとことで独占資本主義と呼ぶことができる」p.1

「たんに『資本論』の範疇体系の真理性を確証することにとどまらず、その諸篇に新しい理論的素材を付け加え、資本主義一般の理論をいっそう豊富化し厳密化することができるのである」p.20

「この種の研究は、一般にいうところの独占資本主義の時代の現象といえども、資本主義一般の理論に属するものである。しかし、その種の現象を除いたところに残る現象、資本主義一般の基本的属性をなす自由競争に対立する諸現象は、『資本論』の範疇体系の枠内では説明することはできない。…それゆえそれらの現象の本質とその発展を映し出す諸範疇は独占の支配において規定される。これらの範疇は『資本論』体系の枠内には席をさがしえず、したがって、資本主義一般の理論にはとりこめない。…資本主義経済学の体系の枠組そのものの拡大＝理論構造の重層化のうちにしかない」p.20-21

◇『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年10月

「問題を、現実の経済分析に動員されてそこで実現されるべき経済理論の枠組みや概念装置にかぎってみても、われわれの現代資本主義論は無謬どころではない。現代における資本と労働の対抗関係を資本による剰余価値の生産と再生産の過程にそくして理論的に展開することは、なお不十分なうえに軽んじられている」p.5

「私は現代における商品関係(価値関係)および資本関係(剰余価値関係)のいっそうの発展を分析することに、それもカール・マルクスが『資本論』第1巻で展開した資本主義的生産と蓄積の一般諸法則の問題として分析することに、もっと意を注ぐべきだと言いたいのである」p.7

「マルクスが『資本論』で論じているところでは、労働者の全生活時間を情け容赦なく労働時間にかえていく資本の発展が、労働者に自分のための時間をとりもどさせる強制力＝工場法を生み出す。労働者を機械の手足にして彼の労働力から精神的力能を奪い取って肉体的にもそれを一面化していく資本主義的生産力の発展が、同時に、労働者の全面発達および精神労働と肉体労働との高次元での統一を可能にする諸条件をつくりだす」p.12

※しかしながら、1章以下の記述は、帝国主義論・独占資本主義論・国独資論を展開している。

※この著書で、「独占論の森岡孝二」、「独占論といえば森岡孝二」と学会評価が定まった。

◇『企業中心社会の時間構造－生活摩擦の経済学』青木書店、1995年1月

「本書を亡き父母に捧げる」「愚直なまでに勤勉であった父は1991年10月に92歳の、また、父とともに農業をして7人の子どもを育てた母は1994年6月に90歳の生涯を閉じた」はじがき”

「中年になってからの病気はしばしば生活の転機となる。この10年間に弁膜症で2度の心臓手術をうけたわたしの場合は、病気は家庭生活と研究生活のそれぞれの転機になった」p.3

「わたしは自分自身の入院・手術体験をとおして、日本人の働きすぎと健康問題に強い関心を持ちはじめた。そして、さらにその後生じた二つのかかわりから現代日本の労働時間の研究に向かうことになった」p.4 注:1) 関西大学での日本の労働時間の現状分析2) 大阪過労死問題連絡会での記念講演

「過労死被災者の家族から聞く過労死職場の労働実態は、主として労働省の資料から日本の労働時間についての知識を得てきたわたしの想像をはるかにこえるものであった」p.4

「過労死事件の多くの事例は、せめて残業を断る自由があれば過労死をせずにすんだであろうことを教えてくれている。過労死などという非人間的事象は起こりはしないだろう」p.120

「日本的経営における企業経営への労働者の参加は、はたして「自発」にもとづくものか「強制」にもとづくものか、また「自発」と「強制」はどのように結合しているかをめぐって多くの議論が交わされてきた。…過労死にいたる極限状況からみれば、自発はそれ自体が強制されたものである。p.122

「近年、…働きすぎが問題となり…労働時間の歴史的逆転が生じてきたのは、…労働過程と労働市場の再編成が企業の労働時間延長要求を勢いづけただけでなく、労働組合が弱体化し働く人びとが長時間労働をもたらす資本主義の諸力に抗しきれずに、時短のために闘いを怠るか放棄してきたからである」p.126-7

「サービス残業をなくし残業を大幅に減らすという課題にかぎらず、労働時間の短縮と自由時間の拡大のための政府の政策を実効性のあるものにしていく力は、国民の要求であり運動である」p.201

「いまひとつ注目すべきは、サービス残業を含む長時間残業への批判が高まるなかで、サービス残業を誘発したり、隠蔽したりする恐れのある制度改革の動きが政府・財界側で強まっていることである。たとえば、・・・労働時間の弾力化(変形労働時間制やフレックスタイム制)や、事業場外労働と裁量労働でのみなし労働時間制の拡大や、年俸制の導入が取り上げられてきたが、これらは、実際の労働時間は減らずに数字のうえだけの時短がすすむことによって、サービス残業を引き起こしやすいという問題点を含んでいる」p.222-3

「(高圧釜の企業社会)日本の労働時間の特徴のひとつは、法定労働時間が働きすぎの基準として機能しておらず、「死ぬほど働く」あるいは「過労死する」というときの人の「死」が働きすぎの社会的基準になっているところにある。いやそれどころか、蓄積疲労を考慮に入れないこれまでの労働省の過労死認定基準では、年間三千時間働いて倒れたことが会社の資料などで証明されても、それが常態化していた場合は過労死とは認められない状況がある」p.235

◇『日本経済の選択－企業のあり方を問う』桜井書店、2000年9月

「高速道路で何台かの車が規制を無視してスピードを出せば、ほかの車もそれに追従せざるをえなくなるように、職場では何人かのワーカホリックが猛烈に働けば、他の人々も猛烈に働かなければならなくなる。このような労働者相互の競争は労働時間を延長させる」p.195

「私は企業監視の市民団体である株主オンブズマンの結成に加わり、・・・住専問題に取り組んだ」p.197

「日本のコーポレート・ガバナンスに関しては、情報開示と法令順守が大きな課題になっているが、いずれの課題の実現も、株主総会の改革なしにはありえない」p.221

「従来の経済学は資本主義批判を旨とするマルクス経済学であっても、企業改革論を欠いてきた。わたしはその理由は研究者が怠いてき歴史観ないし社会認識に起因しているように思う。マルクス経済学者は、資本家階級と労働者階級との間には非和解的な対立があり、資本主義体制の変革は二つの階級の闘争を通じて労働者階級が資本家階級を打破し国家権力を獲得することなしには成し遂げられない、という歴史観が多かれ少なかれ共有してきた。私自身もかつてはそう考えたことがある。けれども、いまでは、こうした歴史観は現実妥当性をもたないと考えている」p.227

「マルクスは、資本主義的生産様式の変革と諸階級の最終的廃絶を説く一方で、彼の労働時間論にみられるように、労働者階級の状態を改善するための社会改良を当時の誰よりも重視していた。マルクスのあとでも、マルクス主義者は、労働条件の改善や、社会保障の制度化や、民主主義の拡大を求める運動の積極的な推進者、支援者の役割を果たしてきた。」p.229-30

「マルクス主義者は、ある種の「企業悪論」に立って、企業の公正や正義を求めることに消極的であったことは否定できない」p.230-1

「個人株主あるいは市民株主が企業改革のためにできることは、日本の企業風土のもとではわずかであるかもしれない。しかし、そのことを理由に個人株主による企業改革の可能性を否定すべきではない。」p.245

◇『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年4月

「1990年代不況の最大の特徴は、バブル後遺症による金融危機にあったが、2008年恐慌の最大の特徴は、製造業における生産の拡大のあとの急激な落ち込みと、非正規労働者の激増のあとの雇用破壊にある」p.28

「筆者はマルクス経済学の伝統に学ぶとともに、独占資本主義論や国家独占資本主義論に関する通説の批判的検討を試みて[来た]・・・筆者のこれまでの主張はある点では放棄され、ある点では修正されねばならない。・・・筆者自身のこれまでの資本主義研究に対する理論的・方法論的反省でもある」p.80 注2

「かつて労働条件の維持・改善のために大きな役割を果たしてきた労働組合が、最近の20年のあいたに組織率と交渉力を著しく低下させてきた、・・・雇用形態の多様化・・・経済の構造変化と無関係ではない」p.142

「正規労働者と非正規労働者が手をつないで攻勢に転ずるなら、雇用の再建と賃金の回復を中心とする労働組合による生活防衛の闘いにも新しい展望が切り開かれる」p.144

「株主資本主義は、配当の増加や株価の上昇を意図して、企業に対してコスト削減による利潤の増大を求める。そのためにリストラや、賃金の切り下げや、労働時間の延長などを促す傾向がある。・・・その圧力を受けて、大企業は、アメリカでも日本でも、競うように人減らしを進め、賃金や福利厚生を切り下げを進める一方、配当や内部留保や役員報酬を増やしてきた。近年の日本の大企業における正社員の絞り込みと非正規労働者の増大も、株主資本主義の台頭と無関係ではない」 p.148

「当時は現代資本主義論の名のもとに独占資本主義論や国家独占資本主義論が盛んに議論されていた。私自身も『現代資本主義分析と独占理論』で、国家独占主義論の理論と方法に基本的な疑問を提起することによって、当時の現代資本主義論争に参加した。しかし、その後は独占資本主義論からも国家独占資本主義論からも次第に離れていった」p.364

◇『雇用身分社会の出現と労働時間一過労死を生む現代日本の病巣』桜井書店、2019年2月

「いまなお過労死が深刻な社会問題になっている日本にとっては、・・・労働時間の章は、他の国にもまして重要な現代的意義を有している。にもかかわらず、マルクスの労働時間論はマルクス経済学による資本主義分析においても、十分に考慮されてこなかった」 p.149

「階級闘争には先鋭的形態もあれば微温的形態もある。また、公然たる形態もあれば隠然たる形態もある。現代日本のように、総資本と総労働の綱引きにおいて労働側が闘わずして敗北し、ストライキがほとんどないほどに減少した状態の階級闘争の存在形態の一表現である」 p.163

「主流派の新古典派経済学に立つ日本経済論はもちろん、マルクス経済学を理論的ベースとした日本経済論においても、労働時間の問題は最重要の社会問題の一つとしては扱われず、むしろ理論的に軽視されてきたのではないだろうか」 p.183

「(講演の)副題の「新しい社会運動の歩み」について一言触れておきたいと思います。[改行] これには労働組合や政党が主体の従来型の運動ではなく、被災者の家族、妻や母親や父親が声を上げるなかで、当事者と専門家、専門的な知見・高度な専門性をもつ専門家と当事者とが結びついた社会運動、過労死を考える家族の会と過労死弁護団が連携した運動、これはこの間に生み出された「新しい社会運動」だという意味を込めています」 p.276

「過労死110番運動は、日本ではほとんど唯一の労働時間の規制、短縮運動だといって間違いありません。労働時間の規制と短縮に労働組合が消極的であったことから、過労死110番運動、過労死弁護団と過労死を考える家族の会の二つの社会運動体が一つになって、労働時間問題、すなわち労働時間の規制・短縮運動における主導的な役割を担い、その存在意義を遺憾なく発揮していたと言えます。[改行] そしてこの新しい社会運動が生み出した重要な成果が過労死防止法でした」 p.284